

# はじめに

## 1. 本ガイドラインの目的と改訂の経緯

日本民営鉄道協会では、民鉄事業者が、環境活動を本格的に経営の中に取り込み、経営と地球環境保全の両立を図ることを目指し、その一助となるべく、環境会計についての鉄道事業の特徴を踏まえた共通の枠組みとして、2003年5月に「民鉄事業環境会計ガイドライン（2003年版）」を策定・公表した。現在では、環境経営研究会参加各社の大半が環境会計情報を公表しており、また、公表されている環境会計情報については多くの進展が見られるところである。

また、2005年2月には、環境省から先駆けて公表されていた「環境省環境会計ガイドライン（2002年版）」に、企業等による実務上の運用動向や調査研究の成果を反映させた、「環境省環境会計ガイドライン（2005年版）」（以下、環境省ガイドライン）が公表されている。

こうした社会的な環境会計の進展の状況を踏まえ、鉄道事業における環境会計の導入のより一層の促進と実践を支援することを目的に、「民鉄事業環境会計ガイドライン（2003年版）」に改訂を加え、本ガイドラインを策定するものとした。

本ガイドラインが、利害関係者に向けて体系的で信頼性のある環境情報の開示の一助となり、民鉄事業全体に対する信頼性向上に資することを旨とする。

## 2. 民鉄事業環境会計ガイドライン改訂の要点

### 2.1 環境保全コストの性格に応じた分類の提示

環境会計情報の利便性向上の観点から、環境省ガイドラインにも追加された、環境保全コストの性格に応じた分類を、鉄道事業に照らして新たに提示した。

### 2.2 環境保全効果及び環境保全対策に伴う経済効果についての記載の拡充

環境会計情報の充実は、環境会計の作成意義や活用の可能性の拡大に資すると考えられる。そこで、鉄道事業に適した環境保全効果及び環境保全対策に伴う経済効果の項目例を提示するなど、環境保全効果、環境保全対策に伴う経済効果情報のガイドを充実させた。

### **2.3 事業活動から産出する財・サービスに関する環境保全効果の算出についての記載の追加**

鉄道の輸送機関としての優位性に基づく環境保全効果の算定方法について、参考となる考え方を整理した。

### **2.4 環境会計の開示についての記載の追加**

環境会計情報の開示にあたって、記載すべき前提条件や、環境省ガイドラインの新たな開示様式の構成とその狙い等についての記載を追加した。